

<下田委員>

① 保存期間が「30年以上」簿冊一覧

頁	No.	保管单位名称	簿冊名称	ファイル管理番号	完結年度	質問	回答
1	3	40	総) 国際部交流課	国際交流関係表敬メモ	131218	1991	本簿冊は、市長等への表敬訪問があった際の資料（表敬概要、座席表、訪問者略歴、話題メモなど）が綴られています。個別の表敬に係る表敬訪問件数や国別訪問者数などは行政刊行物『札幌市の国際施策』に報告が掲載されているほか、市長の活動については市長日程関係資料等の公文書により確認が可能です。よって、市政活動の記録に該当する簿冊ではありますが、移管不要と判断しています。
2	3	41	総) 国際部交流課	国際交流関係表敬メモ	131217	1990	
3	8	132	政) 政策企画部企画課	第3次長期総合計画の概要	45223	1990	公文書の管理に関するガイドライン第7-1に該当する重要公文書ではないか。過去に公文書館へ移管されている公文書との関連があるものではないか。
4	8	142	政) 政策企画部企画課	第3次長期総合計画の概要	47816	1991	
5	9	151	政) 政策企画部政策調整課	札幌国際デザイン賞検討経過資料(1)	49258	1991	創設経過などを知る重要公文書ではないか。
6	9	152	政) 政策企画部政策調整課	札幌国際デザイン賞関係資料(1)	49259	1991	
7	13	207	政) 都市計画部都市計画課	平成3年度後期札幌圏都市計画市街化区域・用途地域の変更図書(石狩町)	53714	1991	都市計画関連であると思われるため、公文書の管理に関するガイドライン第7-1に該当する重要公文書ではないか。
8	14	213	政) 総合交通、交通計画課	札幌市駐車場案内システム基本設計(設計書)	53770	1991	都市計画関連であると思われるため、公文書の管理に関するガイドライン第7-1に該当する重要公文書ではないか。
9	15	240	財) 中税、固定資産税課	都市計画区域編入通知	47718	1991	都市計画関連であると思われるため、公文書の管理に関するガイドライン第7-1に該当する重要公文書ではないか。
10	14	211	政) 総合交通、交通計画課	北海道地方交通審議会道央部会	57578	1991	審議会関連であると思われるため、公文書の管理に関するガイドライン第7-2に該当する重要公文書ではないか。
11	14	212	政) 総合交通、交通計画課	北海道地方交通審議会(第1回~5回)	57577	1991	
12	15	253	財) 北税、固定資産税課	町の区域の変更通知	44919	1990	公文書の管理に関するガイドライン第7-2(5)に該当する区域の変更通知に該当するものではないか。
13	15	255	財) 北税、固定資産税課	町の区域の変更通知	42034	1989	
14	15	257	財) 北税、固定資産税課	町の区域の変更通知	43108	1988	
15	16	260	財) 北税、固定資産税課	町の区域の変更通知	39776	1987	
16	16	262	財) 北税、固定資産税課	町の区域の変更通知	47495	1991	

	頁	No.	保管单位名称	簿冊名称	ファイル管理番号	完結年度	質問	回答
17	16	259	財) 北税. 固定資産税課	市街化区域通知	43134	1988	公文書の管理に関するガイドライン第7-2(5)に該当する区域の変更通知に該当するものではないか。	本簿冊は、まちづくり政策局都市計画部都市計画課からの通知文書が綴られています。よって、ガイドライン第7に定める重要公文書に該当せず、移管不要としました。
18	16	261	財) 北税. 固定資産税課	市街化区域通知	39917	1987		
19	16	264	財) 北税. 固定資産税課	市街化区域編入通知	47919	1991		
20	16	272	財) 東税. 固定資産税課	市街化区域編入通知	48173	1991		
21	16	273	財) 東税. 固定資産税課	町の区域変更通知	48174	1991	公文書の管理に関するガイドライン第7-2(5)に該当する区域の変更通知に該当するものではないか。	本簿冊は、総務局スマートシティ推進部住民情報課からの通知文書が綴られています。よって、ガイドライン第7に定める重要公文書に該当せず、移管不要としました。
22	17	292	財) 南税. 固定資産税課	町の区域の変更通知	48390	1991		
23	18	308	財) 南税. 固定資産税課	町の区域の変更通知	47846	1991		
24	18	312	財) 西税. 固定資産税課	市街化区域編入通知(西区分)	47943	1991	公文書の管理に関するガイドライン第7-2(5)に該当する区域の変更通知に該当するものではないか。	本簿冊は、まちづくり政策局都市計画部都市計画課からの通知文書が綴られています。よって、ガイドライン第7に定める重要公文書に該当せず、移管不要としました。
25	18	314	財) 西税. 固定資産税課	地積認定綴(西区分)	47945	1991	公文書の管理に関するガイドライン第7-2(5)に該当する区域の変更通知に該当するものではないか。	本簿冊は、課税の根拠資料として納税者から提出される書類が綴られています。よって、個別的な事項に関してはガイドライン第7に定める重要公文書に該当せず、移管不要としました。
26	16	276	財) 東税. 固定資産税課	緑地保全地区関係綴	48177	1991	どのような内容の公文書か。公文書の管理に関するガイドライン第7-2(5)に該当する区域の変更通知に該当するものではないか。	本簿冊は、建設局みどりの推進部みどりの管理課からの通知文書が綴られています。よって、ガイドライン第7に定める重要公文書に該当せず、移管不要としました。
27	17	291	財) 南税. 固定資産税課	都市計画区域通知	48389	1991	どのような内容の公文書か。公文書の管理に関するガイドライン第7-2(5)に該当する区域の変更通知に該当するものではないか。	本簿冊は、まちづくり政策局都市計画部都市計画課からの通知文書が綴られています。よって、ガイドライン第7に定める重要公文書に該当せず、移管不要としました。
28	18	307	財) 南税. 固定資産税課	都市計画区域通知	47845	1991		
29	18	324	財) 管財部管財課	公有財産(土地)評価替調書(NO1)	53558	1991	どのような内容の公文書か。土地の評価替は公文書の管理に関するガイドライン第7-2(5)(16)(20)などとの関連はないか。	本簿冊には、個別の公有財産(土地)の評価替に関する調書や内訳書が綴られています。評価替に関しては、財政局管財課が作成している簿冊「財産引継書(土地)」により確認可能であり、当該簿冊の保存期間が満了した際には公文書館へ移管した実績があります。よって、本簿冊は移管不要としました。
30	18	325	財) 管財部管財課	公有財産(土地)評価替調書(NO2)	53559	1991		
31	19	326	財) 管財部管財課	公有財産(土地)評価替調書(NO3)	53560	1991		
32	19	327	財) 管財部管財課	公有財産(土地)評価替調書(NO4)	53561	1991		
33	19	328	財) 管財部管財課	公有財産(土地)評価替調書(NO5)	53562	1991		
34	19	329	財) 管財部管財課	公有財産(土地)評価替調書(NO6)	53563	1991		
35	19	330	財) 管財部管財課	公有財産(土地)評価替調書(NO7)	53564	1991		
36	19	331	財) 管財部管財課	公有財産評価替内訳書(NO1)	53565	1991		
37	19	332	財) 管財部管財課	公有財産評価替内訳書(NO2)	53566	1991		
38	19	333	財) 管財部管財課	公有財産評価替内訳書(NO3)	53575	1991		

	頁	No.	保管单位名称	簿冊名称	ファイル管理番号	完結年度	質問	回答
39	19	334	財) 管財部管財課	市有地境界証明	48037	1991	公文書の管理に関するガイドライン第7-2(5)に該当する重要公文書ではないか。	公有財産(市有地)の境界については、財政局管財課が作成している簿冊「財産引継書(土地)」により確認可能であり、当該簿冊の保存期間が満了した際には公文書館へ移管した実績があります。よって、本簿冊は移管不要としました。
40	19	337	財) 管財部管財課	昭和58年度調査東保健所跡地用地確定測量測量成果	50217	1991	公文書の管理に関するガイドライン第7-2(5)(16)などに関連する例証や地域変遷に関する重要公文書とはならないか。	本簿冊のような測量成果品に関しては、財政局管財課が作成している簿冊「財産引継書(土地)」により内容確認可能であり、当該簿冊の保存期間が満了した際には公文書館へ移管した実績があります。よって、本簿冊は移管不要としました。
41	19	338	財) 管財部管財課	昭和63年度調査白)本通17北3用地確定測量現地立会簿	50218	1991		
42	19	339	財) 管財部管財課	平成2年度調査南)真駒内本町7丁目11-6測量成果	50219	1991		
43	19	340	財) 管財部管財課	平成3年度調査豊)平岸3条9丁目20測量成果	50220	1991		
44	19	341	財) 管財部管財課	平成3年度調査厚)大谷地東6丁目826-24測量成果	50221	1991		
45	19	342	財) 管財部管財課	平成3年度調査白)本郷通2丁目南59-3, 60, 61, 62測量成果	50222	1991		
46	20	343	財) 管財部管財課	平成3年度調査北)北13西220-1測量成果	50223	1991		
47	20	344	財) 管財部管財課	平成3年度調査	58380	1991	内容が不明。どのような内容の資料か。	簿冊内容は「平成3年度調査 豊)月寒東3条18丁目221-76測量成果」です。No.40~46までと同理由により移管不要としました。
48	20	348	市) 地域振興部区政課	核兵器廃絶平和都市宣言関係	97077	1991	公文書の管理に関するガイドライン第7-2(10)に該当する重要公文書とはならないか。	本簿冊は、議会等資料の写し等、担当者の個人資料と思われる文書が綴られています。よって、ガイドライン第7に定める重要公文書に該当せず、移管不要としました。
49	20	349	市) 地域振興部区政課	平和都市宣言(他都市調査)	97083	1991	公文書の管理に関するガイドライン第7-2(10)に該当する重要公文書とはならないか。	本簿冊は、他都市からの照会回答に関する書類が綴られています。よって、ガイドライン第7に定める重要公文書に該当せず、移管不要としました。
50	20	351	市) 市民自治推進課	北海道社会貢献賞	54203	1991	公文書の管理に関するガイドライン第7-2(7)に該当する重要公文書とはならないか。	本簿冊は、原課へ内容を問い合わせた結果、不存在である旨の回答を得ているため、移管処理の対象外と整理しています。
51	20	352	市) 市民生活部消費生活課	事業者登録(製造・修理・販売・証明・環境・等)台帳	53829	1991	地域の歴史や特性に係る情報に該当する資料ではないか。	本簿冊は、事務処理等に係る資料が綴られており、地域の歴史や特性に係る情報に該当する資料ではありません。
52	21	368	ス) スポーツ部企画事業課	地域スポーツ指導員研修会起案	45274	1990	地域の歴史や特性に係る情報に該当する資料ではないか。	本簿冊は、地域でスポーツ初心者の実技指導者への研修会の実施起案等を綴ったものであり、地域の歴史や特性を読み取ることができるような重要な文書が綴られているものではありません。
53	21	371	ス) スポーツ部企画事業課	地域スポーツ指導員研修会起案	48727	1991		
54	21	372	ス) スポーツ部企画事業課	地域スポーツリーダー養成講習会起案	50447	1991	地域の歴史や特性に係る情報に該当する資料ではないか。	本簿冊は、体育振興会から推薦された指導者のスキルアップを目的とした講習の実施起案等が綴られたものであり、公的資格を取得できるような重要な講習ではなく、かつ、地域の歴史や特性を読み取ることができるような重要な文書が綴られているものではありません。

	頁	No.	保管单位名称	簿冊名称	ファイル管理番号	完結年度	質問	回答
55	21	373	ス) スポーツ部企画事業課	体育指導委員会30周年記念事業関係綴	49413	1991	地域の歴史や特性に係る情報に該当する資料ではないか。	本簿冊には、本会の30周年記念事業として実施した座談会、研修会、懇親会及び30周年記念誌の発行に関する資料が綴られています。30周年記念誌は公文書館で所蔵しており、本会の事業や歴史等に関する主要な情報はこの記念誌で把握できるため、本簿冊は重要公文書には該当しないと判断しております。
56	21	374	ス) 招致推進部調整課	第一回冬季アジア競技大会関係綴り	624428	1989	公文書の管理に関するガイドライン第7-2(17)、4に該当する重要公文書ではないか。	この2冊は簿冊のサブタイトルに「関連資料」と付けられた簿冊で、大会の職員派遣や関係部署への協力依頼文など、重要性の高くない事務処理文書が綴られています。よって、ガイドライン第7に定める重要公文書に該当せず、移管不要としました。 なお、第一回冬季アジア競技大会関係の簿冊について、この2冊のほか7冊が今年度で保存期間満了となります。7冊には重要な文書が綴られているため、重要公文書として移管指定しています。
57	21	375	ス) 招致推進部調整課	第一回冬季アジア競技大会関係綴り	624429	1989		
58	22	391	保) 障がい、障がい福祉課	デイ・ケアセンター建設関係資料	58570	1991	公文書の管理に関するガイドライン第7-2(15)などに該当する重要公文書ではないか。	平成元年(1989年)2月開所の札幌デイ・ケアセンター(現・こころのリカバリー総合支援センター)に関する簿冊ですが、設置検討時期の資料(新聞の写し等)など、担当者の個人資料と思われる文書が綴られています。事業にかかる重要な文書は含まれないため、ガイドライン第7に定める重要公文書に該当せず、移管不要としました。
59	28	529	経) 産業振興部経済企画課	札幌市産業経済貢労者表彰	48045	1991	公文書の管理に関するガイドライン第7-2(7)に該当する重要公文書ではないか。また該当の表彰に関する記録は他に保存されているか。	本簿冊は、表彰に推薦した実績は記載されているもののその表彰結果が不明だったことにより、移管不要としていたところですが、その後の調査の結果、表彰の結果を別の行政刊行物から確認することができたため、移管すべきと考えているところです。原課との打ち合わせの結果、本簿冊の保存期間を1年延長し、来年改めて移管選別を実施することとしています。
60	28	530	経) 産業振興部経済企画課	卓越した技能者の労働大臣表彰	48047	1991	公文書の管理に関するガイドライン第7-2(7)に該当する重要公文書ではないか。また該当の表彰に関する記録は他に保存されているか。	いずれも本市から推薦を行っていないため、ガイドライン第7に定める重要公文書に該当せず、移管不要としました。
61	29	531	経) 産業振興部経済企画課	科学技術功労者等表彰	48048	1991		
62	29	532	経) 産業振興部経済企画課	(春及び秋) 中小企業関係功労叙勲、褒賞	48049	1991		
63	29	534	経) 産業振興部経済企画課	注目発明表彰	54166	1991		
64	29	533	経) 産業振興部経済企画課	労働関係叙勲及び褒章潜在候補者調査関係綴	54165	1991	公文書の管理に関するガイドライン第7-2(7)に該当する重要公文書ではないか。また該当の表彰に関する記録は他に保存されているか。	本簿冊には、推薦に当たっての調査に関する文書が綴られています。実際の表彰に関する記録はないため、ガイドライン第7に定める重要公文書に該当せず、移管不要としました。
65	63	1175	水) 給水部給水装置課	札幌アート・ヴィレッジ造成事業に伴う上水道施設設置事業(南区芸術の森3丁目)(NO1)	47673	1991	公文書の管理に関するガイドライン第7-2(11)に該当する重要公文書ではないか。	本簿冊には、工事にかかる見積、工事費の算出、清算等の文書が綴られています。事業の全体像が分かる重要な文書は含まれておりませんので、ガイドライン第7に定める重要公文書には該当せず、移管不要としました。
66	63	1176	水) 給水部給水装置課	札幌アート・ヴィレッジ造成事業に伴う上水道施設設置事業(南区芸術の森3丁目)(No2)	50100	1991		
67	63	1178	水) 給水部給水装置課	丘珠第1土地区画整理事業に伴う上水道施設設置事業(東区丘珠)	50102	1991		
68	63	1179	水) 給水部給水装置課	学校建築に伴う上水道施設設置事業(50128	1991		
69	63	1180	水) 給水部給水装置課	北大第2農場跡地利用に伴う上水道設置事業(北区北26条西3丁	50145	1991		

	頁	No.	保管单位名称	簿冊名称	ファイル管理番号	完結年度	質問	回答
70	67	1268	病) 経営管理部総務課	無酸素性脳症損害賠償請求控訴事件	49082	1991	公文書の管理に関するガイドライン第7-2(14)に該当する重要公文書ではないか。	訴訟の主務課は総務局行政部法制課です。法制課では開始年度1990年、完結年度1993年の保存期間30年の同訴訟の簿冊を別途作成していることから、保存期間満了時にはこちらの簿冊を移管する予定です。よって、本簿冊については移管不要としました。
71	67	1269	病) 経営管理部総務課	医療事故関係綴	49083	1991	公文書の管理に関するガイドライン第7-2(14)に該当する重要公文書ではないか。	訴訟に至っている医療事故に関しては、訴訟の主務課である総務局行政部法制課で関係簿冊を原則作成しておりますので、そちらを移管すれば足够了。また、訴訟に至っていない医療事故に関しては、ガイドライン第7に定める重要公文書には該当しないものと判断しています。以上の理由から本簿冊は移管不要としました。
72	73	1392	中) 市民部総務企画課	表彰関係 (各種団体表彰含む)	47705	1991	廃棄該当とする重要公文書との違いは何か。	本市主催の表彰の場合、市長表彰の簿冊が重要公文書に該当すると判断していますが、各区においては市長表彰に該当する表彰は実施していません。また、外部主催の表彰の場合も各区が主体として推薦するものではなく、主務課が取りまとめて推薦に係る起案をしています。よって、各区における表彰関係簿冊は移管不要としています。
73	73	1393	中) 市民部地域振興課	北海道社会貢献賞 (青少年健全育成成功労者) 表彰	47706	1991		
74	73	1394	中) 市民部地域振興課	札幌市民スポーツ賞	47707	1991		
75	73	1395	中) 市民部地域振興課	青少年育成委員会委員表彰	47708	1991		
76	73	1396	中) 市民部地域振興課	優良青少年及び青少年育成者表彰	47709	1991		
77	76	1464	東) 市民部地域振興課	石狩支庁貢献賞	47554	1991		
78	76	1465	東) 市民部地域振興課	コミュニティ諸活動団体賞揚	47560	1991		
79	76	1466	東) 市民部地域振興課	青少年健全育成成功労者 (道社会貢献賞)	47561	1991		
80	76	1470	東) 市民部地域振興課	札幌市社会教育功労者表彰	47543	1991		
81	76	1471	東) 市民部地域振興課	市民スポーツ賞	47544	1991		
82	76	1472	東) 市民部地域振興課	青少年育成委員功労者表彰	47545	1991		
83	76	1473	東) 市民部地域振興課	優良青少年育成者表彰	47546	1991		
84	76	1474	東) 市民部地域振興課	市民憲章実践優良者表彰	47547	1991		
85	78	1508	東) 健康・子ども課	食品衛生関係表彰	48467	1991		
86	79	1540	白) 市民部総務企画課	表彰関係 (各種団体表彰含む)	1002064	1991		
87	80	1551	白) 市民部地域振興課	優良青少年育成者表彰事業	48121	1991		
88	80	1552	白) 市民部地域振興課	青少年育成委員会功労者表彰	48122	1991		
89	80	1553	白) 市民部地域振興課	市民スポーツ賞	48123	1991		
90	80	1554	白) 市民部地域振興課	札幌市社会教育功労者表彰	48126	1991		
91	80	1555	白) 市民部地域振興課	北海道社会貢献賞 (青少年健全育成成功労者)	48238	1991		
92	80	1556	白) 市民部地域振興課	青少年育成委員会委員改選	48124	1991	廃棄該当とする重要公文書との違いは何か。	青少年育成委員会の主務課は子ども未来局子ども育成部子どもの権利推進課です。主務課が発行している行政刊行物「青少年育成委員会ニュース」「札幌市青少年育成委員会活動事例集」で活動内容は把握可能であるため、本簿冊は移管不要としました。

	頁	No.	保管单位名称	簿冊名称	ファイル管理番号	完結年度	質問	回答
93	81	1584	厚) 市民部総務企画課	表彰関係 (各種団体表彰含む)	48127	1991	廃棄該当とする重要公文書との違いは何か。	本市主催の表彰の場合、市長表彰の簿冊が重要公文書に該当すると判断していますが、各区においては市長表彰に該当する表彰は実施していません。また、外部主催の表彰の場合も各区が主体として推薦するものではなく、主務課が取りまとめて推薦に係る起案をしています。よって、各区における表彰関係簿冊は移管不要としました。
94	81	1587	厚) 市民部地域振興課	市民スポーツ賞	48131	1991		
95	83	1612	厚) 健康・子ども課	表彰関係書	48562	1991		
96	83	1622	豊) 市民部総務企画課	表彰関係 (各種団体表彰含む)	48332	1991		
97	83	1628	豊) 市民部地域振興課	札幌市社会教育功労者表彰	48417	1991		
98	83	1629	豊) 市民部地域振興課	北海道社会貢献賞表彰	48418	1991		
99	83	1630	豊) 市民部地域振興課	札幌市優良青少年及び青少年育成者表彰	48419	1991		
100	83	1631	豊) 市民部地域振興課	青少年育成委員会委員表彰	48420	1991		
101	83	1632	豊) 市民部地域振興課	札幌市民スポーツ賞表彰	50140	1991		
102	84	1635	豊) 美園まち	市行政機関に係る表彰・推せん関係書	48429	1991		
103	84	1636	豊) 美園まち	その他の行政機関に係る表彰・推せん関係書	48430	1991	廃棄該当とする重要公文書との違いは何か。	月寒公民館の運営審議会に関しては、公文書館が所蔵する行政刊行物『札幌市の社会教育』に公民館の利用状況と事業の報告、審議会議題(主に事業報告と計画)と委員名簿が記載されており、活動内容が把握できるため、本簿冊は移管不要としました。
104	84	1637	豊) 月寒まち	公民館運営審議会関係綴	48424	1991		
105	84	1638	豊) 月寒まち	市行政機関に係る表彰・推せん関係書	48431	1991	廃棄該当とする重要公文書との違いは何か。	本市主催の表彰の場合、市長表彰の簿冊が重要公文書に該当すると判断していますが、各区においては市長表彰に該当する表彰は実施していません。また、外部主催の表彰の場合も各区が主体として推薦するものではなく、主務課が取りまとめて推薦に係る起案をしています。よって、各区における表彰関係簿冊は移管不要としました。
106	84	1639	豊) 月寒まち	その他行政機関に係る表彰・推せん関係書	48432	1991		
107	84	1640	豊) 平岸まち	市行政機関に係る表彰・推せん関係書	48376	1991		
108	84	1641	豊) 平岸まち	その他の行政機関に係る表彰・推せん関係書	48377	1991		
109	84	1642	豊) 中の島まち	市行政機関に係る表彰・推せん関係書	48378	1991		
110	84	1643	豊) 中の島まち	その他の行政機関に係る表彰・推せん関係書	48379	1991		
111	84	1644	豊) 東月寒まち	市行政機関に係る表彰・推せん関係書	48380	1991		
112	84	1645	豊) 東月寒まち	その他の行政機関に係る表彰・推せん関係書	48381	1991		
113	85	1667	豊) 健康・子ども課	表彰関係書	48512	1991		
114	85	1672	豊) 健康・子ども課	食品衛生関係表彰	48518	1991		
115	86	1675	清) 北野まち	市行政機関に係る表彰・推せん関係書	48382	1991		
116	86	1676	清) 北野まち	その他の行政機関に係る表彰・推せん関係書	48383	1991		
117	86	1682	南) 市民部地域振興課	統計調査員表彰関係	48531	1991		
118	86	1683	南) 市民部地域振興課	社会教育功労者表彰	48533	1991		
119	86	1684	南) 市民部地域振興課	青少年育成委員会委員表彰	48534	1991		
120	86	1685	南) 市民部地域振興課	優良青少年及び青少年育成者表彰	48535	1991		
121	86	1686	南) 市民部地域振興課	札幌市民スポーツ賞	48536	1991		

	頁	No.	保管单位名称	簿冊名称	ファイル管理番号	完結年度	質問	回答
122	87	1700	南) 健康・子ども課	表彰関係書	48519	1991	廃棄該当とする重要公文書との違いは何か。	本市主催の表彰の場合、市長表彰の簿冊が重要公文書に該当すると判断していますが、各区においては市長表彰に該当する表彰は実施していません。また、外部主催の表彰の場合も各区が主体として推薦するものではなく、主務課が取りまとめて推薦に係る起案をしています。よって、各区における表彰関係簿冊は移管不要としました。
123	87	1705	西) 市民部地域振興課	青少年育成委員功労者表彰	44972	1990		
124	87	1706	西) 市民部地域振興課	優良青少年育成者表彰	44973	1990		
125	87	1707	西) 市民部地域振興課	青少年健全育成功労者(社会貢献賞)	44974	1990		
126	87	1708	西) 市民部地域振興課	青少年育成委員功労者表彰	42659	1989		
127	87	1709	西) 市民部地域振興課	青少年育成委員功労者表彰	43066	1988		
128	88	1742	手) 市民部地域振興課	市民スポーツ賞	48254	1991		
129	88	1743	手) 市民部地域振興課	優良青少年・育成者表彰	58423	1991		
130	82	1610	厚) 健康・子ども課	安全衛生委員会設置原議	48568	1991		
131	82	1611	厚) 健康・子ども課	外部被ばく線量測定結果管理報告書	48561	1991	本市域内の災害に関する資料ではないか。	健康診断等でレントゲン撮影などを行う職員の被曝量管理簿です。本市域内の災害に関する資料ではありません。
132	83	1618	豊) 市民部総務企画課	広報・報道写真ネガ・リバーサルリスト	48327	1991	区の市民・職員が地域の変遷を知る原資料とではないか。	地域で取材した日程及びその際に撮影した写真をどの広報媒体等を使用したかが記載された表です。個別の写真1枚ごとの情報はなく、写真やネガも含まれておらず、地域の変遷を知る原資料となるものではありません。
133	90	1780	教) 生涯学習部学校施設課	校地造成現況測量(その1) 星置東地区小	69936	1991	測量結果や実施設計などは他の文書で確認することが可能なものか。	測量結果や実施設計については、教育委員会学校施設課が作成している財産管理に関する公文書で確認可能であり、当該簿冊の保存期間が満了した際には公文書館への移管を考えています。よって、本簿冊は移管不要としました。
134	90	1781	教) 生涯学習部学校施設課	校地造成現況測量(その2) 山鼻南地区小	69937	1991		
135	91	1782	教) 生涯学習部学校施設課	校地造成現況測量(その3) 里塚西地区小	69938	1991		
136	91	1783	教) 生涯学習部学校施設課	菊水小学校校地整備現況測量	69939	1991		
137	91	1784	教) 生涯学習部学校施設課	太平小学校校地整備現況測量	69940	1991		
138	91	1785	教) 生涯学習部学校施設課	東光小学校校地整備現況測量	69941	1991		
139	91	1786	教) 生涯学習部学校施設課	平岡中学校校地整備現況測量	69942	1991		
140	91	1787	教) 生涯学習部学校施設課	もみじ台中学校校地整備現況測量	69943	1991		
141	91	1788	教) 生涯学習部学校施設課	札幌旭丘高校校地整備現況測量	69944	1991		
142	91	1789	教) 生涯学習部学校施設課	豊滝小学校校地整備実施設計	69927	1991		
143	91	1790	教) 生涯学習部学校施設課	豊滝小学校校地整備工事	69928	1991		
144	92	1808	教) 学校教育部教職員課	札幌市教育実践者表彰起案綴	49263	1991	廃棄該当とする重要公文書との違いは何か。	本市主催の表彰の場合、市長表彰の簿冊が重要公文書に該当すると判断しています。当該表彰は市教育長による表彰であるため、重要公文書に該当せず、移管不要としました。
145	92	1809	教) 学校教育部教職員課	札幌市教育実践者表彰推薦書類	49264	1991		
146	92	1811	教) 学校教育部教職員課	札幌市学校教育功績者表彰起案綴	48660	1991		
147	92	1812	教) 学校教育部教職員課	札幌市学校教育功績者表彰推薦書類	48661	1991		
148	92	1810	教) 学校教育部教職員課	北海道教育功績者関係書	48659	1991	廃棄該当とする重要公文書との違いは何か。	道教育委員会主催の表彰で、教職員を対象としたものです。庁内職員の表彰であるため重要公文書には該当せず、移管不要としました。

	頁	No.	保管单位名称	簿冊名称	ファイル管理番号	完結年度	質問	回答
149	92	1813	教) 学校教育部教職員課	懲戒処分関係書	54171	1991	他の文書で確認することが可能な記録か。	当該簿冊は個別の懲戒処分に関するものであり、個別的な事項についてはガイドライン第7に定める重要公文書に該当せず、移管不要と判断しています。
150	94	1867	教) 中図. 利用サービス課	図書原簿(20) 自動車文庫	48814	1991	すでに廃止となったサービスの記録であり、残すべきではないか。	自動車文庫とは移動図書館と貸出文庫(団体貸出)のことであり、いずれも平成10年(1998年)3月で廃止されました。本簿冊は「図書原簿」で具体的な事業内容等が分かるものではないため、移管不要としました。なお、当館で所蔵している行政刊行物『札幌の図書館』で自動車文庫の利用状況等を確認することが可能です。
151	94	1868	教) 中図. 利用サービス課	図書原簿(21) 自動車文庫	48815	1991		
152	94	1869	教) 中図. 利用サービス課	図書原簿(22) 自動車文庫	48816	1991		
153	94	1870	教) 中図. 利用サービス課	図書原簿(23) 自動車文庫	48817	1991		
154	94	1871	教) 中図. 利用サービス課	図書原簿(24) 自動車文庫	48818	1991		

② 保存期間が「11年～29年」の簿冊一覧

155	98	41	建) 土木部工事課	羊丘中学校ほか1校校地整備実施設計	117651	2006	10年保存の「実施設計」と30年保存のものとはどのように違うのか。	原課に保存期間の設定基準を尋ねたところ、土質調査報告などのガイドラインに定める重要公文書に該当する簿冊のみ30年保存としており、それ以外の比較的軽微な内容のものは10年保存とする対応をとっているとのこと。
156	98	42	建) 土木部工事課	伏見中学校校地整備実施設計	117652	2006		
157	98	43	建) 土木部工事課	前田小学校校地整備実施設計	117653	2006		
158	98	44	建) 土木部工事課	信濃小学校校地整備実施設計	117654	2006		
159	98	45	建) 土木部工事課	平岸西小学校校地整備現況測量	117655	2006		
160	98	46	建) 土木部工事課	道道桑園停車場線電線共同溝修正設計	117656	2006		
161	98	47	建) 土木部工事課	地方特定道路整備事業 大野地第一中線道路実施設計	117657	2006		
162	98	48	建) 土木部工事課	道道真駒内御料札幌線(里塚1号線～有明小学校間)道路補足設計	117658	2006		
163	98	49	建) 土木部工事課	地方特定道路整備事業 稲荷線道路実施設計	117659	2006		
164	98	50	建) 土木部工事課	競馬場線(桑園北13条線～道道下手稲札幌線間)道路実施設計	117660	2006		
165	99	51	建) 土木部工事課	羊丘中学校校地整備詳細設計	117661	2006		
166	99	52	建) 土木部工事課	国庫補助事業 道道宮の沢北一条線(道道桑園停車場線～国道230号間)道路実施設計	117662	2006		
167	99	53	建) 土木部工事課	国庫補助事業 道道西野白石線ほか3線道路実施設計	117663	2006		
168	99	54	建) 土木部工事課	国庫補助事業 道道下手稲札幌線ほか4線道路実施設計	117664	2006		
169	99	55	建) 土木部工事課	道路維持作業用務(南19条宮の沢線)	117665	2006		

	頁	No.	保管单位名称	簿冊名称	ファイル管理番号	完結年度	質問	回答
170	99	56	建) 土木部工事課	道道真駒内御料札幌線(滝野すずらん丘陵公園前) 施工条件等検討業務	117666	2006	10年保存の「実施設計」と30年保存のものとはどのように違うのか。	原課に保存期間の設定基準を尋ねたところ、土質調査報告などのガイドラインに定める重要公文書に該当する簿冊のみ30年保存としており、それ以外の比較的軽微な内容のものは10年保存とする対応をとっているとのこと。
171	99	57	建) 土木部工事課	中の島橋耐震補強工事施工条件等検討業務	117667	2006		
172	101	79	建) 土木部工事課	国庫補助事業 手稲本通線(梅林線~弥彦通線間)ほか2線道路実施設計	117688	2006		
173	101	80	建) 土木部工事課	国庫補助事業 樽川線(曙1号南線~手稲駅北口広場歩道線間)ほか2線道路実施設計	117689	2006		
174	101	81	建) 土木部工事課	国庫補助事業 厚別中央線(停車場2号線~厚別小野幌線間)ほか3線道路実施設計	117690	2006		
175	102	82	建) 土木部工事課	国庫補助事業 大谷地駅前通線(大谷地44号線~大谷地52号線間)ほか1線道路実施設計	117691	2006		
176	102	83	建) 土木部工事課	地方特定道路整備事業手稲山麓線(手稲橋)修正設計	117692	2006		
177	102	84	建) 土木部工事課	澄川福住線ロードヒーティング改修土木工事实施設計	117693	2006		
178	102	85	建) 土木部工事課	定山溪中央線ロードヒーティング改修土木工事实施設計	117694	2006		
179	102	86	建) 土木部工事課	大通南線(西23丁目線~西25丁目線間)電線共同溝修正設計	117695	2006		
180	102	87	建) 土木部工事課	川下線(川下3号線~11号幹道線間)路線測量	117696	2006		
181	105	115	建) 土木部工事課	藤野通藤野トンネル予告表示板改修電気設備工事	118664	2006		
182	105	116	建) 土木部工事課	地方特定道路整備事業 3・4・57手稲左股通歩道橋ロードヒーティング設備工事实施設計	118665	2006		
183	105	117	建) 土木部工事課	定山溪中央線ロードヒーティング改修設備工事实施設計	118666	2006		
184	105	118	建) 土木部工事課	地方特定道路整備事業 道道札幌環状線視線誘導灯・ITVカメラ設置工事实施設計	118667	2006		
185	105	119	建) 土木部工事課	JR星置駅自由通路バリアフリー調査及び建物耐震診断調査業務	118669	2006		
186	105	120	建) 土木部工事課	国庫補助事業 (仮称) JR白石駅自由通路ほか2線新築工事補足実施設計	118670	2006		

	頁	No.	保管单位名称	簿冊名称	ファイル管理番号	完結年度	質問	回答
187	105	121	建) 土木部工事課	地方特定道路整備事業 平福線 ロードヒーティング設備工事実施 設計	118671	2006	10年保存の「実施設計」と30年保存のものとはどのように違うのか。	原課に保存期間の設定基準を尋ねたところ、土質調査報告などのガイドラインに定める重要公文書に該当する簿冊のみ30年保存としており、それ以外の比較的軽微な内容のものは10年保存とする対応をとっているとのこと。
188	105	122	建) 土木部工事課	澄川福住線ロードヒーティング改 修設備工事実施設計	118672	2006		
189	106	123	建) 土木部工事課	大通南線(西7丁目線~西10丁 目線間)ほか7線歩道ヒーティ ング改修設備工事実施設計	118673	2006		
190	106	124	建) 土木部工事課	北7条線(西1丁目線~西25丁 目線間)ほか11線歩道ヒーティ ング改修設備工事実施設計	118674	2006		
191	106	129	建) 土木部工事課	国庫債務負担行為 3・4・15 福住・桑園通にしおか橋架換工事 (図面)	118676	2006		
192	108	149	建) 土木部工事課	J R 白石駅前広場ほか1線修景デ ザイン検討業務	118699	2006		
193	108	150	建) 土木部工事課	国庫補助事業3・4・200新琴 似第1横線(新琴似5番通)交差 点詳細設計	118700	2006		
194	108	151	建) 土木部工事課	住宅市街地基盤整備事業3・5・ 156清田・真栄通擁壁実施設計	118701	2006		
195	108	152	建) 土木部工事課	地方道路交付金事業3・4・76 水源池通(羊ヶ丘通交差部)測量 及び地質調査業務	118702	2006		
196	108	153	建) 土木部工事課	北2条通(東12丁目線~札幌江 別通間)道路補足設計	118703	2006		
197	114	214	建) 土木部工事課	国庫補助事業 道道札幌夕張線ほ か1線道路実施設計	118764	2006		
198	114	215	建) 土木部工事課	真駒内篠路線電線(北7条線~北 6条線間)共同溝修正設計	118765	2006		
199	114	216	建) 土木部工事課	道道札幌北広島環状線(中沼町9 0番地先ほか)道路修正設計	118766	2006		
200	114	217	建) 土木部工事課	国庫補助事業 道道西野真駒内清 田線(北ノ沢地区)道路実施設計	118767	2006		
201	114	218	建) 土木部工事課	国庫補助事業 道道西野真駒内清 田線(小林峠)トンネル実施設計	118768	2006		
202	114	219	建) 土木部工事課	曲長線(手稲山口445番地先ほ か)道路実施設計	118769	2006		

	頁	No.	保管单位名称	簿冊名称	ファイル管理番号	完結年度	質問	回答
203	114	220	建) 土木部工事課	地方道路交付金事業 五輪大橋耐震補強修正設計	118770	2006	10年保存の「実施設計」と30年保存のものとはどのように違うのか。	原課に保存期間の設定基準を尋ねたところ、土質調査報告などのガイドラインに定める重要公文書に該当する簿冊のみ30年保存としており、それ以外の比較的軽微な内容のものは10年保存とする対応をとっているとのこと。
204	114	221	建) 土木部工事課	地方道路交付金事業 北の沢橋耐震補強修正設計	118771	2006		
205	114	222	建) 土木部工事課	国庫補助事業 北7条線(西3丁目線~国道5号間)ほか4線道路実施設計	118772	2006		
206	114	223	建) 土木部工事課	福移沼端線(モエレ沼公園東側出入口)道路実施設計	118773	2006		
207	114	224	建) 土木部工事課	曲長線(山口排水川~国道337号間)道路修正設計	118774	2006		

③ 保存期間が「10年」の「共通」区分簿冊一覧

208	120	1	ス) スポーツ部施設課	個人情報保護	131454	2011	原課の簿冊名称の違いによる資料の内容の違いはあるか。またその場合どのように判断するのが良いか。	個人情報保護や情報公開に関する業務は総務局行政部行政情報課が主務課です。主務課では各課での個人情報保護関係簿冊の作成を求めたり、綴るべき文書を定めていないため、各課の簿冊内容は一律ではありません。情報公開請求は主務課が窓口となり、請求を受けた公文書を所管する各課へ請求があった旨を通知しています。また、各課での情報公開等の決定に関しては、請求者へ通知するほか、その通知内容を主務課にも連絡しています。よって、各課における個人情報保護関係簿冊の内容は主務課で所管する公文書により確認可能であるため、各課における簿冊は移管不要としています。主務課である行政情報課の簿冊に関する重要公文書該当性については、No.252~269の回答をご参照ください。
209	120	2	下) 財務課	法令関係通知	133133	2011		
210	120	3	会) 会計管理課	個人情報保護	134959	2011		
211	120	4	危) 危機管理対策課	個人情報保護	135463	2011		
212	120	5	経) 雇用推進部雇用推進課	個人情報保護	131024	2011		
213	120	6	経) 産業振興部経済企画課	個人情報保護	135847	2011		
214	120	7	建) みどりの管理課	個人情報保護	134707	2011		
215	120	8	建) 雪対策室車両管理事務所	個人情報保護	131180	2011		
216	120	9	建) 総務部用地管理課	個人情報保護(開示請求・情報公開請求・法令に基づく照会)	132409	2011		
217	120	10	交) 事業管理部営業課	個人情報保護	132541	2011		
218	120	11	交) 事業管理部総務課	個人情報保護	134061	2011		
219	120	12	財) 税政部市民税課	個人情報保護関係文書綴	136039	2011		
220	120	13	財) 税政部税制課	個人情報保護制度	131026	2011		
221	120	14	市) 男女共同参画課	個人情報保護	134177	2011		
222	120	15	市) 地域振興部区政課	個人情報保護	135619	2011		
223	120	16	消) 警防部指令一課	個人情報保護	138049	2011		

	頁	No.	保管单位名称	簿冊名称	ファイル管理番号	完結年度	質問	回答
224	120	17	消) 白石消防署警防課	個人情報保護	133829	2011	原課の簿冊名称の違いによる資料の内容の違いはあるか。またその場合どのように判断するのが良いか。	個人情報保護や情報公開に関する業務は総務局行政部行政情報課が主務課です。主務課では各課での個人情報保護関係簿冊の作成を求めたり、綴るべき文書を定めていないため、各課の簿冊内容は一律ではありません。情報公開請求は主務課が窓口となり、請求を受けた公文書を所管する各課へ請求があった旨を通知しています。また、各課での情報公開等の決定に関しては、請求者へ通知するほか、その通知内容を主務課にも連絡しています。よって、各課における個人情報保護関係簿冊の内容は主務課で所管する公文書により確認可能であるため、各課における簿冊は移管不要としています。主務課である行政情報課の簿冊に関する重要公文書該当性については、No.252～269の回答をご参照ください。
225	120	18	水) 総務部総務課	個人情報保護関係綴	132757	2011		
226	120	19	清) 清田まち	個人情報保護	131594	2011		
227	120	20	清) 保健福祉部保健福祉課	個人情報保護	130715	2011		
228	120	21	総) オンブズマン事務局	個人情報保護	163150	2011		
229	120	22	総) スマ. 住民情報課	開示請求起案関係(調整係)	135990	2011		
230	120	23	総) 研修センター研修担当課	個人情報保護	135350	2011		
231	121	24	中) 健康・子ども課	個人情報保護	134101	2011		
232	121	25	都) 市街地整備部総務課	情報公開制度(公文書公開請求対応綴)	125835	2010		
233	121	26	都) 市街地整備部総務課	情報公開制度(公文書公開請求対応綴)	119637	2009		
234	121	27	都) 市街地整備部総務課	情報公開制度(公文書公開請求対応綴)	115423	2008		
235	121	28	南) 保健福祉部保健福祉課	個人情報保護・情報公開照会回答	116388	2011		
236	121	29	病) 経営管理部総務課	個人情報保護条例第8条の照会綴	135825	2011		
237	121	30	病) 経営管理部総務課	診療情報開示申出書綴	135826	2011		
238	121	31	病) 経営管理部総務課	個人情報開示に係る意見照会書綴	135827	2011		
239	121	32	病) 経営管理部総務課	個人情報に関する照会・回答	135828	2011		
240	121	33	保) 障がい. 障がい福祉課	個人情報保護	135323	2011		
241	121	34	保) 知的障害者更生相談所	個人情報保護	134392	2011		
242	121	35	保) 動物管理センター	個人情報保護	130892	2011		
243	121	36	保) 発達支援セ. 地域支援課	個人情報保護	132136	2011		
244	121	37	保) 保健所生活環境課	個人情報保護関係文書	132718	2011		
245	121	38	豊) 市民部戸籍住民課	個人情報保護	131791	2011		

	頁	No.	保管单位名称	簿冊名称	ファイル管理番号	完結年度	質問	回答
--	---	-----	--------	------	----------	------	----	----

③ 保存期間が「10年」の「総務」区分簿冊一覧

246	125	14	総) 行政部総務課	公文書管理条例関連打ち合わせ資料	136306	2011	公文書の管理に関するガイドライン第7-4に該当する重要公文書ではないか。	本簿冊は、打ち合わせ資料が綴られており、条例制定にかかる重要な文書は含まれておりません。よって、ガイドライン第7に定める重要公文書に該当せず、移管不要としました。
247	125	17	総) 行政部総務課	公文書管理条例の制定に係る情報公開・個人情報保護審議会への諮問	137949	2011	公文書の管理に関するガイドライン第7-4に該当する重要公文書ではないか。	本簿冊は、公文書管理条例の制定にあたって情報公開条例との整合性を図るため、情報公開・個人情報保護審議会に諮問を実施した際の起案、諮問結果、答申書等が綴られています。諮問内容や結果は総務局行政部行政情報課作成の行政刊行物で確認可能であるため移管不要としました。
248	125	18	総) 行政部総務課	情報公開・個人情報保護条例の原議等(写)	164533	2011	公文書の管理に関するガイドライン第7-4に該当する重要公文書ではないか。	本業務の主務課は総務局行政部行政情報課であり、主務課の原本を取れば足りるため、ガイドライン第7に定める重要公文書に該当せず、移管不要としました。
249	125	19	総) 行政部総務課	個人情報保護条例制定時の審議会関係資料(写)	164534	2011		
250	125	20	総) 行政部総務課	政令市・条例先行市県の文書管理規定	164535	2011	公文書の管理に関するガイドライン第7-4に該当する重要公文書ではないか。	本簿冊は、他市事例等の参考資料が綴られており、本市にかかる重要な文書は含まれません。よって、ガイドライン第7に定める重要公文書に該当せず、移管不要としました。
251	126	39	総) 行政部行政情報課	公文書公開請求付番簿	133933	2011	公文書の管理に関するガイドライン第7-4に該当する重要公文書ではないか。	本簿冊には個別の情報公開請求に係る文書が綴られています。個別的事項に関しては、ガイドライン第7に定める重要公文書に該当せず、移管不要としました。なお、請求受付件数や処理内容等の実施状況は行政情報課作成の行政刊行物『札幌市の情報公開・個人情報保護』で確認可能です。
252	126	40	総) 行政部行政情報課	公文書公開請求処理簿(No. 1)	133934	2011		
253	126	41	総) 行政部行政情報課	公文書公開請求処理簿(No. 2)	133936	2011		
254	127	42	総) 行政部行政情報課	公文書公開請求処理簿(No. 3)	133938	2011		
255	127	43	総) 行政部行政情報課	公文書公開請求処理簿(No. 6)	133939	2011		
256	127	44	総) 行政部行政情報課	公文書公開請求処理簿(No. 4)	133940	2011		
257	127	45	総) 行政部行政情報課	公文書公開請求処理簿(No. 5)	133941	2011		
258	127	46	総) 行政部行政情報課	公文書公開請求処理簿(No. 7)	133942	2011		
259	127	47	総) 行政部行政情報課	公文書公開請求処理簿(No. 8)	133943	2011		
260	127	48	総) 行政部行政情報課	公文書公開請求処理簿(No. 9)	133944	2011		
261	127	49	総) 行政部行政情報課	公文書公開請求処理簿(No. 10)	133945	2011	公文書の管理に関するガイドライン第7-4に該当する重要公文書ではないか。	本簿冊には個別の情報公開請求に係る文書が綴られています。個別的事項に関しては、ガイドライン第7に定める重要公文書に該当せず、移管不要としました。なお、請求受付件数や処理内容等の実施状況は行政情報課作成の行政刊行物『札幌市の情報公開・個人情報保護』で確認可能です。
262	127	50	総) 行政部行政情報課	公文書公開請求処理簿(No. 3)	133946	2011		
263	127	51	総) 行政部行政情報課	公文書公開請求処理簿(No. 4)	133947	2011		
264	127	52	総) 行政部行政情報課	公文書公開請求処理簿(No. 5)	133948	2011		
265	127	53	総) 行政部行政情報課	公文書公開請求処理簿(No. 6)	133949	2011		
266	127	54	総) 行政部行政情報課	公文書公開請求処理簿(No. 7)	133950	2011		
267	127	55	総) 行政部行政情報課	公文書公開請求処理簿(No. 8)	133951	2011		

	頁	No.	保管单位名称	簿冊名称	ファイル管理番号	完結年度	質問	回答
268	127	62	総) 行政部行政情報課	公文書公開請求処理簿 (NO. 1)	133935	2011	公文書の管理に関するガイドライン第7-4に該当する重要公文書ではないか。	本簿冊には個別の情報公開請求に係る文書が綴られています。個別的な事項に関しては、ガイドライン第7に定める重要公文書に該当せず、移管不要としました。なお、請求受付件数や処理内容等の実施状況は行政情報課作成の行政刊行物『札幌市の情報公開・個人情報保護』で確認可能です。
269	127	63	総) 行政部行政情報課	公文書公開請求処理簿 (NO. 2)	133937	2011		
270	127	59	総) 行政部行政情報課	第9回から第96回情報公開・個人情報保護審査会	133958	2011	公文書の管理に関するガイドライン第7-4に該当する重要公文書ではないか。	行政刊行物『札幌市の情報公開・個人情報保護』に委員名簿、審査会の運営状況や答申等の報告が掲載されています。よって、本簿冊は移管不要としました。
271	127	60	総) 行政部行政情報課	審議会・審査会委員委嘱関係	161824	2011		
272	127	61	総) 行政部行政情報課	第24回大都市情報公開等主管者会議資料	164167	2011	公文書の管理に関するガイドライン第7-4に該当する重要公文書ではないか。	本簿冊には会議の配布資料が綴られており、会議の結果がわかるものではありません。よって、ガイドライン第7に定める重要公文書に該当せず、移管不要としました。
273	128	82	総) 情報. システム調整課	情報セキュリティ委員会 (セキュリティ情報化担当係)	132525	2011	公文書の管理に関するガイドライン第7-4に該当する重要公文書ではないか。	本簿冊には、情報セキュリティ委員会開催にかかる起案が綴られており、会議の結果がわかるものではありません。よって、ガイドライン第7に定める重要公文書に該当せず、移管不要としました。
274	128	83	総) 情報. システム調整課	札幌市IT推進会議議事録綴り	132529	2011	公文書の管理に関するガイドライン第7-4に該当する重要公文書ではないか。	札幌市IT推進会議とは主に個別のシステム調達や構築の実施の可否等を審議する機関です。個別的な事項に関しては、ガイドライン第7に定める重要公文書に該当せず、移管不要としました。
275	129	87	総) 行政部総務課	不服申立て (税関係) (番号451から番号482まで)	152690	2011	公文書の管理に関するガイドライン第7-4に該当する重要公文書ではないか。	本簿冊は不服申し立てにかかる起案の写しが綴られています。不服申し立てに係る文書の原本は処分庁が所管しているため、本簿冊は移管不要としました。なお、情報公開・個人情報保護関連の不服申立処理状況は行政情報課の行政刊行物にて報告されています。
276	129	88	総) 行政部総務課	不服申立て (情報公開・個人情報保護) (平成23年度分)	152694	2011		
277	129	90	総) 行政部法制課	灯油流出による道路陥没に係る異議申立て	148049	2011		
278	129	91	総) 行政部法制課	平成22・23年度事故賠償関係綴 (事故報告書及び示談書)	159839	2011	公文書の管理に関するガイドライン第7-4に該当する重要公文書ではないか。	示談は、希少性が高いとは言えず、市政へ大きな影響を及ぼす事案ではないため、ガイドライン第7に定める重要公文書に該当せず、移管不要としています。
279	129	98	経) 雇用推進部雇用推進課	産業振興ビジョン	157387	2011	公文書の管理に関するガイドライン第7-4に該当する重要公文書ではないか。	本ビジョンの主務課は経済観光局経済企画課であり、かつ、公文書館で所蔵している行政刊行物「産業振興ビジョン」で内容確認が可能です。よって、ガイドライン第7に定める重要公文書に該当せず、移管不要としました。
280	130	107	政) 政策企画部企画課	植物実証研究工場	418683	2011	公文書の管理に関するガイドライン第7-4に該当する重要公文書ではないか。	本事業は、札幌市長が顧問の一人として参画している公益財団法人北海道科学技術総合振興センターが設立した研究工場に関するものであり、本市が実施・主導した事業ではありません。よって、ガイドライン第7に定める重要公文書に該当せず、移管不要としました。
281	130	108	政) 政策企画部企画課	カーシェアリング	418684	2011	公文書の管理に関するガイドライン第7-4に該当する重要公文書ではないか。	本市のカーシェアリング関連事業は環境局が所管しており、その事業も補助金交付が主なものです。よって、本簿冊はガイドライン第7に定める重要公文書に該当せず、移管不要としました。
282	130	109	政) 政策企画部企画課	平成22事業年度 業務の実績に関する報告書 (案)	418122	2011	公文書の管理に関するガイドライン第7-4に該当する重要公文書ではないか。	本簿冊には札幌市立大学の業務実績報告書の案段階の文書が綴られているため、ガイドライン第7に定める重要公文書に該当せず、移管不要としました。なお、完成した報告書は札幌市立大学にて保存・公開されています。
283	131	119	政) 政策企画部企画課	開発行政に関する懇談会	133288	2011	重要公文書の対象になるのではないか。	各事業は、国や道によるもので本市が主体となっているものではありません。よって、重要公文書に該当せず、移管不要としました。
284	131	120	政) 政策企画部企画課	地域づくり連携会議	133289	2011		
285	131	121	政) 政策企画部企画課	地域政策総合補助金	133290	2011	重要公文書の対象になるのではないか。	補助金支給に関する簿冊であり、重要公文書には該当しないため、移管不要としました。

	頁	No.	保管单位名称	簿冊名称	ファイル管理番号	完結年度	質問	回答
286	131	122	政) 政策企画部企画課	小樽商科大学地域連携会議	136454	2011	重要公文書の対象になるのではないか。	本会議は、小樽商科大学が道内の自治体や産業界と意見交換を行うために設置しているもので、札幌市は一構成機関として参加しています。本市が主体となっているものではないため、重要公文書に該当せず、移管不要としました。
287	131	123	政) 政策企画部政策調整課	施政方針「さっぽろ元気ビジョン第2ステージ」市政推進室とりまとめ	396321	2011	重要公文書の対象になるのではないか。	本簿冊は10年保存の簿冊ですが、所管課にて本事業に関する30年保存の簿冊が作成されております。10年保存の本簿冊は課内事業の取りまとめの簿冊であり、重要公文書は30年保存の簿冊に保存されていると推測されるため、重要公文書に該当せず、移管不要としました。
288	131	124	政) 政策企画部政策調整課	直轄負担金	132290	2011	重要公文書の対象になるのではないか。	負担金交付に関する簿冊であり、重要公文書には該当しないため、移管不要としました。
289	131	125	政) 政策企画部政策調整課	住民生活に光をそそぐ交付金 実績報告関係書類 地区図書館改修事業	143500	2011	重要公文書の対象になるのではないか。	本簿冊は、国から地方への交付金事業に関する文書が綴られており、重要公文書には該当しないと判断し、移管不要としました。
290	131	126	政) 政策企画部政策調整課	きめ細かな交付金 実績報告関係書類	143431	2011		
291	131	127	政) 政策企画部政策調整課	住民生活に光をそそぐ交付金 実績報告関係書類	143487	2011		
292	131	128	政) 政策企画部政策調整課	住民生活に光をそそぐ交付金 実績報告関係書類 図書館図書整備事業(4/4)	143499	2011		
293	132	129	政) 政策企画部政策調整課	地域活性化交付金(きめ細かな交付金、住民生活に光をそそぐ交付金)	143501	2011		
294	132	130	政) 政策企画部政策調整課	住民生活に光をそそぐ交付金 実績報告関係資料 学校図書蔵書整備事業(1/8)	143488	2011		
295	132	131	政) 政策企画部政策調整課	住民生活に光をそそぐ交付金 実績報告関係書類 図書館図書整備事業(2/4)	143497	2011		
296	132	132	政) 政策企画部政策調整課	住民生活に光をそそぐ交付金 実績報告関係書類 学校図書蔵書整備事業(2/8)	143489	2011		
297	132	133	政) 政策企画部政策調整課	住民生活に光をそそぐ交付金 実績報告関係書類 学校図書蔵書整備事業(3/8)	143490	2011		
298	132	134	政) 政策企画部政策調整課	住民生活に光をそそぐ交付金 実績報告関係書類 学校図書蔵書整備事業(8/8)	143495	2011		
299	132	135	政) 政策企画部政策調整課	住民生活に光をそそぐ交付金 実績報告関係書類 学校図書蔵書整備事業(4/8)	143491	2011		
300	132	136	政) 政策企画部政策調整課	住民生活に光をそそぐ交付金 実績報告関係書類 学校図書蔵書整備事業(5/8)	143492	2011		
301	133	137	政) 政策企画部政策調整課	住民生活に光をそそぐ交付金 実績報告関係書類 学校図書蔵書整備事業(6/8)	143493	2011		

	頁	No.	保管单位名称	簿冊名称	ファイル管理番号	完結年度	質問	回答
302	133	138	政) 政策企画部政策調整課	住民生活に光をそそぐ交付金 実績報告関係書類 学校図書蔵書整備事業(7/8)	143494	2011	重要公文書の対象になるのではないかと。	本簿冊は、国から地方への交付金事業に関する文書が綴られており、重要公文書には該当しないと判断し、移管不要としました。
303	133	139	政) 政策企画部政策調整課	住民生活に光をそそぐ交付金 実績報告関係書類 図書館図書整備事業(1/4)	143496	2011		
304	133	140	政) 政策企画部政策調整課	住民生活に光をそそぐ交付金 実績報告関係書類 図書館図書整備事業(3/4)	143498	2011		
305	133	141	政) 政策企画部政策調整課	市民活動促進条例関係	143341	2011	重要公文書の対象になるのではないかと。	本簿冊は、議会対応に関する内部資料が綴られております。事業にかかる重要な文書は含まれないため、移管不要としました。
306	133	142	政) 政策企画部政策調整課	市民生活部分室	143346	2011	重要公文書の対象になるのではないかと。	庁舎内の分室に関する簿冊であることから、市政上の重要性は低いと判断し、移管不要としました。
307	133	143	政) 政策企画部政策調整課	元まち・ふれまち関係(H18・H19)	143344	2011	重要公文書の対象になるのではないかと。	本簿冊は、まちづくり関連事業の資料を綴った担当者の個人情報と思われるため、事業にかかる重要な文書は含まれないため、移管不要としました。
308	133	144	政) 政策企画部政策調整課	清田区地区センター	143345	2011	重要公文書の対象になるのではないかと。	本簿冊は、清田区地区センター運営に関する検討を行った際の文書が綴られていますが全てコピーであり、起案等の重要な文書の原本は主務課である清田区に保存されていると思われます。よって、本簿冊は重要公文書には該当しないと判断し、移管不要としました。
309	133	145	政) 政策企画部政策調整課	用途地域見直し	143348	2011	重要公文書の対象になるのではないかと。	本業務の主務課はまちづくり政策局都市計画部都市計画課です。主務課が作成・保存している保存期間30年の簿冊に重要な文書が綴られているため、本簿冊は重要公文書に該当せず、移管不要としました。
310	133	146	政) 政策企画部政策調整課	H17用途地域見直し	143349	2011		
311	133	147	政) 政策企画部政策調整課	ライラックパセオ	143350	2011	重要公文書の対象になるのではないかと。	本簿冊は、ライラックパセオに関する庁内の会議の資料を綴ったものです。起案等の重要な文書は含まれないため、移管不要としました。
312	133	148	政) 政策企画部政策調整課	札幌都心交通計画ワーキング	143351	2011	重要公文書の対象になるのではないかと。	本業務の主務課はまちづくり政策局都心まちづくり推進室都心まちづくり課です。主務課が作成した本業務に関する簿冊は既に公文書館へ移管済みであるため、本簿冊は重要公文書に該当せず、移管不要としました。
313	133	149	政) 政策企画部政策調整課	環境基本計画改定	143352	2011	重要公文書の対象になるのではないかと。	本計画の主務課は環境局環境政策課です。主務課が別途作成・保存している保存期間30年の簿冊に重要な文書が含まれると思われるため、本簿冊は重要公文書に該当せず、移管不要としました。
314	133	150	政) 政策企画部政策調整課	円山動物園基本構想策定	143353	2011	重要公文書の対象になるのではないかと。	本簿冊は、計画の未定稿や草案、庁内の会議資料が綴られていましたが、起案等の重要書類は綴られておりませんでした。よって、本簿冊は重要公文書には該当せず、移管不要としました。なお、本構想にかかる行政刊行物を公文書館で所蔵しており、構想の内容を確認可能です。
315	133	151	政) 政策企画部政策調整課	福祉のまちづくり条例	143357	2011	重要公文書の対象になるのではないかと。	本業務の主務課は保健福祉局障がい保健福祉部障がい福祉課で、条例制定に関する主務課は総務局行政部法制課です。主務課の簿冊を取れば足りるため、本簿冊は重要公文書に該当せず、移管不要としました。
316	134	152	政) 政策企画部政策調整課	地域福祉社会計画	143354	2011	重要公文書の対象になるのではないかと。	本計画の主務課は保健福祉局総務部総務課です。計画にかかる原議等の重要な文書は含まれないため、本簿冊は重要公文書に該当せず、移管不要としました。

	頁	No.	保管单位名称	簿冊名称	ファイル管理番号	完結年度	質問	回答
317	134	153	政) 政策企画部政策調整課	障害者保健福祉計画	143355	2011	重要公文書の対象になるのではないか。	本計画の主務課は保健福祉局障がい福祉課です。計画にかかる原議等の重要な文書は含まれないため、本簿冊は重要公文書に該当せず、移管不要としました。
318	134	154	政) 政策企画部政策調整課	第2 斎場建設事業	143358	2011	重要公文書の対象になるのではないか。	本簿冊は、山口斎場の設立に関する会議資料や参考資料のコピー等が綴られており、当時の担当者の手持ち資料と思われます。起案等の重要な文書は含まれないため、本簿冊は重要公文書に該当せず、移管不要としました。
319	134	155	政) 政策企画部政策調整課	里塚斎場大規模改修	143359	2011	重要公文書の対象になるのではないか。	本簿冊は、里塚斎場の老朽化を受けて平成19年(2007年)から平成21年(2009年)にかけてに実施した大規模改修に関する文書が綴られています。主務課は保健福祉局保健所であり、主務課が作成・保存している保存期間30年の簿冊に重要文書が含まれると思われるため、本簿冊は重要公文書に該当せず、移管不要としました。
320	134	156	政) 政策企画部政策調整課	障がい福祉計画	143356	2011	重要公文書の対象になるのではないか。	本計画の主務課は保健福祉局障がい保健福祉部障がい福祉課です。主務課が作成した本計画に関する簿冊は既に公文書館へ移管済みであるため、本簿冊は移管不要としました。
321	134	160	政) 政策企画部政策調整課	H17 跡地公有地	143415	2011	重要公文書の対象になるのではないか。	本簿冊は、公有地売却に関する財政局管財部管財課との内部打ち合わせ資料が綴られています。原義等の重要な文書は綴られておらず、本業務の主務課は財政局管財課と思われるため、本簿冊は移管不要としました。
322	134	161	政) 政策企画部政策調整課	H18 財産・基金の有効活用	143410	2011	重要公文書の対象になるのではないか。	本業務の主務課は財政局管財部管財課です。重要な文書は主務課で作成・保管していると判断し、本簿冊は移管不要としました。
323	134	162	政) 政策企画部政策調整課	H18 跡地公有地	143417	2011	重要公文書の対象になるのではないか。	本簿冊は、公有地売却に関する財政局管財部管財課との内部打ち合わせ資料が綴られています。原義等の重要な文書は綴られておらず、本業務の主務課は財政局管財課と思われるため、本簿冊は移管不要としました。
324	134	163	政) 政策企画部政策調整課	公社地活用・公社改革プラン	143408	2011	重要公文書の対象になるのではないか。	跡地利用計画に関する簿冊ですが、まちづくり政策局政策企画部政策調整課で別途保存期間30年の簿冊を作成・保存しており、重要な文書はその簿冊に綴られていると考えられます。よって、本簿冊は移管不要としました。
325	134	164	政) 政策企画部政策調整課	平成19年度不動産取得処分計画 ヒアリング資料	143412	2011	重要公文書の対象になるのではないか。	公有財産の取得処分業務の主管課は財政局管財部管財課です。また、市内部のヒアリングに関する資料を綴った簿冊であるため、重要公文書に該当せず、移管不要としました。
326	134	165	政) 政策企画部政策調整課	中央土木事業所跡地	143428	2011	重要公文書の対象になるのではないか。	本簿冊は、中央土木事業所跡地に関する市と地元の調整・検討に関する資料が綴られています。最終的に跡地は市の方針のとおり売却処分されており、市民利用に供せられるような跡地活用がされたわけではないため、本簿冊は移管不要としました。
327	134	166	政) 総合交通、都市交通課	札幌丘珠空港ビル(株)関係	136098	2011	重要公文書の対象になるのではないか。	札幌丘珠空港ビル(株)は本市の出資企業です。当該年度に関する出資目的や財政状況のわかる「出資団体評価シート」(行政刊行物)を公文書館で所蔵しているため、本簿冊は移管不要としました。

	頁	No.	保管单位名称	簿冊名称	ファイル管理番号	完結年度	質問	回答
328	134	169	政) 都心. 都心まちづくり課	札幌TMO運営委員会	132218	2010	重要公文書の対象になるのではないか。	本会は、札幌商工会議所が事務局となって行う民間・行政で連携したまちづくり事業に関するもので、札幌市は一参加団体です。本市が主体となっているものではないため、重要公文書に該当せず、移管不要としました。
329	134	170	政) 都心. 都心まちづくり課	札幌TMO運営委員会	121558	2009		
330	134	171	総) デジタル企画課	地域ポイント関係	137957	2011	重要公文書の対象になるのではないか。	交通ICカードSAPICAを使った市独自のポイントシステムです（SAPICAポイントとは異なります）。市政上重要な事業ではないと判断し、本簿冊は移管不要としました。
331	135	172	総) デジタル企画課	札幌駅前通地下歩行空間北2条広場運営関係	304380	2011	重要公文書の対象になるのではないか。	番組配信申請や広場利用申請の承認に関する起案が綴られています。札幌駅前通地下歩行空間は平成23年（2011年）に開通しましたが、本簿冊には設置に関する起案や重要な文書は綴られておりません。よって、移管不要としました。
332	134	158	政) 政策企画部政策調整課	第2期障がい福祉計画	143361	2011	本計画に関する簿冊が過去に公文書館へ移管されているが、今回廃棄対象となったのはなぜか。	本計画の主務課は保健福祉局障がい保健福祉部障がい福祉課です。主務課が作成した本計画に関する簿冊は既に公文書館へ移管済みであるため、本簿冊は移管不要としました。

③ 保存期間が「10年」の「財務」区分簿冊一覧

333	136	3	財) 財政部企画調査課	財政事情ヒアリング（財務調査官）1月	134117	2011	公文書の管理に関するガイドライン第7-4に該当する重要公文書ではないか。	財政事情等ヒアリングとは総務省が年3回実施しているもので、本市は当初予算や補正予算、決算見込みの状況等について報告しています。これは本市の予算決算の編成に影響するものではありません。よって、ガイドライン第7に定める重要公文書に該当せず、移管不要としました。
334	136	4	財) 財政部企画調査課	財政事情ヒアリング（財務調査官）9月	134119	2011		
335	136	5	財) 財政部企画調査課	財政事情ヒアリング（財務調査官）4月	134120	2011		
336	136	6	財) 財政部企画調査課	さっぽろのおサイフ	134112	2011	公文書の管理に関するガイドライン第7-4に該当する重要公文書ではないか。	本簿冊は、行政刊行物「さっぽろのおサイフ」の作成案や原稿の類を綴っており、行政刊行物の完成品は含まれません。よって、ガイドライン第7に定める重要公文書に該当せず、移管不要としました。

③ 保存期間が「10年」の「税制」区分簿冊一覧

337	160	28	財) 南部市税事務所納税課	「市民の声」関係綴（オンブズマン含む）	138274	2011	公文書の管理に関するガイドライン第7-4に該当する重要公文書ではないか。	本業務の主務課は総務局広報部市民の声を聞く課、及び総務局オンブズマン事務局です。市民の声については行政刊行物「市民の声 広聴部事業概要」、オンブズマンについては行政刊行物「札幌市オンブズマン活動状況報告書」のそれぞれ各年度のものを公文書館で所蔵しており内容確認が可能です。よって、本簿冊は移管不要としました。
-----	-----	----	---------------	---------------------	--------	------	--------------------------------------	--

③ 保存期間が「10年」の「市民」区分簿冊一覧

338	161	8	市) 市民活動促進担当課	札幌市市民まちづくり活動促進テーブル（1）	136068	2011	「札幌市市民まちづくり活動促進テーブル」に関する簿冊が過去に公文書館へ移管されているが、今回廃棄対象となっている簿冊に該当する時期の代替の情報源は他に存在するか。	当該年度の会議録の行政刊行物を公文書館で所蔵しており、代替の情報源となります。
339	161	9	市) 市民活動促進担当課	札幌市市民まちづくり活動促進テーブル（2）	136069	2011		
340	161	10	市) 市民活動促進担当課	札幌市市民まちづくり活動促進テーブル（3）	144217	2011		

	頁	No.	保管单位名称	簿冊名称	ファイル管理番号	完結年度	質問	回答
341	161	11	市) 市民活動促進担当課	札幌市市民まちづくり活動促進テーブル(4)	144218	2011	「札幌市市民まちづくり活動促進テーブル」に関する簿冊が過去に公文書館へ移管されているが、今回廃棄対象となっている簿冊に該当する時期の代替の情報源は他に存在するか。	当該年度の会議録の行政刊行物を公文書館で所蔵しており、代替の情報源となります。
342	161	12	市) 市民活動促進担当課	札幌市市民まちづくり活動促進テーブル(5)	144219	2011		
343	162	13	市) 市民活動促進担当課	札幌市市民まちづくり活動促進テーブル(6)	144220	2011		
344	162	14	市) 市民活動促進担当課	札幌市市民まちづくり活動促進テーブル(7)	144221	2011		
345	162	16	市) 市民活動促進担当課	市民まちづくり活動促進基金 精算報告(8)	413239	2011		
346	162	17	市) 市民活動促進担当課	さぼーとほっと基金をささえる会	414070	2011	「札幌市市民まちづくり活動促進テーブル」に関する簿冊が過去に公文書館へ移管されているが、今回廃棄対象となっている簿冊に該当する時期の代替の情報源は他に存在するか。	本事業の実績に関しては、当館で所蔵している「さぼーとほっと基金 年報」が代替の情報源となります。なお、本簿冊は事務処理関係の文書が綴られているため、重要公文書に該当せず、移管不要としています。
347	162	27	市) 文化部文化振興課	創成川アートワーク 管理協定・公園施設設置許可	162068	2011	公文書の管理に関するガイドライン第7-4に該当する重要公文書ではないか。	事業内容及び図面を含む別の公文書を原課が作成・保存しています。保存期間満了時には公文書館へ移管予定ですので、本簿冊は移管不要としました。なお、原課の申し出により、保存期間延長となっています。
348	162	30	ス) スポーツ部企画事業課	第36回札幌マラソン大会関係綴	136022	2011	他に報告書等の資料がなければ重要公文書の対象ではないか。	本簿冊は大会実施に係る補助金支給に関する文書が綴られています。大会報告に類するものではないため、本簿冊は重要公文書に該当せず、移管不要としました。また、皇室対応に関する主務課は総務局秘書部秘書課で、主務課が作成・保存している保存期間30年の簿冊にて皇室対応に関する文書を確認可能です。
349	163	31	ス) スポーツ部企画事業課	第32回札幌国際スキーマラソン大会関係綴	136023	2011		
350	163	32	ス) スポーツ部企画事業課	第83回宮様スキー大会国際競技会関係綴	136024	2011		

③ 保存期間が「10年」の「社会福祉」区分簿冊一覧

351	164	4	子) 子育て支援部子育て支援課	シックハウス対策関係	146472	2011	公文書の管理に関するガイドライン第7-4に該当する重要公文書ではないか。	シックハウス対策に関する主務課は環境局環境都市推進部環境政策課です。各課で実施する個別の対策については重要性が高くないと判断し、移管不要としました。
352	165	25	保) 障がい、障がい福祉課	障害者福祉計画関係綴	135332	2011	公文書の管理に関するガイドライン第7-4に該当する重要公文書ではないか。	本簿冊は、他都市や内閣府から受けた照会に対する回答起案や資料の写しが綴られており、計画そのものに関わる重要性の高い文書は含んでおりませんでした。よって、ガイドラインに定める重要公文書に該当せず、移管不要としました。
353	165	26	保) 障がい、障がい福祉課	さっぽろ障がい者プラン関係綴(5)	250429	2011	公文書の管理に関するガイドライン第7-4に該当する重要公文書ではないか。	本簿冊は、障がい者プランの素案、国や道から受けた照会に対する回答起案、プラン完成後の冊子の印刷契約書類等が綴られており、計画そのものに関わる重要な文書は含まれません。よって、ガイドラインに定める重要公文書に該当せず、移管不要としました。
354	165	27	保) 障がい、障がい福祉課	さっぽろ障がい者プラン関係綴(6)	250430	2011		
355	165	28	保) 障がい、障がい福祉課	さっぽろ障がい者プラン関係綴(7)	250431	2011		
356	165	29	保) 障がい、障がい福祉課	さっぽろ障がい者プラン関係綴(10)	250434	2011		
357	165	30	保) 障がい、障がい福祉課	障がい福祉計画関係綴(1)	135334	2011	公文書の管理に関するガイドライン第7-4に該当する重要公文書ではないか。	本簿冊は、ホームページの更新起案等の事務的な文書が綴られており、計画そのものに関わる重要な文書は含まれません。よって、ガイドラインに定める重要公文書に該当せず、移管不要としました。
358	166	31	保) 障がい、障がい福祉課	障害者福祉計画関係綴	127371	2010	公文書の管理に関するガイドライン第7-4に該当する重要公文書ではないか。	本簿冊は、他都市や内閣府から受けた照会に対する回答起案や資料の写しが綴られており、計画そのものに関わる重要な文書は含まれません。よって、ガイドラインに定める重要公文書に該当せず、移管不要としました。

	頁	No.	保管单位名称	簿冊名称	ファイル管理番号	完結年度	質問	回答
359	166	32	保) 障がい. 障がい福祉課	さっぽろ障がい者プラン関係綴(1)	250422	2010	公文書の管理に関するガイドライン第7-4に該当する重要公文書ではないか。	本簿冊は、行政刊行物「札幌市の障がい福祉施策に係る障がい児・者の実態調査及び報告書」の作成にあたる検討、校正に関する文書が綴られています。報告書は公文書館で所蔵しているため、本簿冊は移管不要と判断しました。
360	166	33	保) 障がい. 障がい福祉課	さっぽろ障がい者プラン関係綴(2)	250423	2010		
361	166	34	保) 障がい. 障がい福祉課	さっぽろ障がい者プラン関係綴(3)	250424	2010		
362	166	35	保) 障がい. 障がい福祉課	精神科救急医療体制整備事業関係綴	250180	2011	公文書の管理に関するガイドライン第7-4に該当する重要公文書ではないか。	本簿冊は、札幌市の障がい福祉施策に係る計画策定会議における配布資料が綴られており、会議録等の会議の内容がわかるものは含まれません。当該年度の会議録の行政刊行物を公文書館で所蔵しているため、本簿冊は移管不要と判断しました。
363	166	36	保) 障がい. 障がい福祉課	平成23年度札幌市精神障がい者地域生活移行支援事業地域体制整備コーディネーター事業	250229	2011		
364	166	38	保) 障がい. 障がい福祉課	平成22年度札幌市精神障がい者地域生活移行支援事業	250230	2010		